

防府市病児保育事業実施要綱

平成14年1月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育を必要とする児童等が病気の際に集団保育が困難な期間、当該児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び福祉の向上に寄与することを目的とする防府市病児保育事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(実施施設等)

第2条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、児童に対し適切な処遇が確保されると認められる施設とする。

2 実施施設は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 保育室を有し、その面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下回らないこと。
- (2) 児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有し、その面積は、原則として利用定員1人当たり1.65㎡以上あること。
- (3) 調理室を有すること。なお、事業専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
- (4) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

(委託)

第3条 市長は、事業の一部を医療機関又は社会福祉法人等に委託することができる。

(委託料)

第4条 前条の規定により事業の一部を委託した場合の委託料の額は、予算の範囲内において、事業を実施するために必要な経費（飲食物費を除く。）とする。

(対象児童)

第5条 この事業の対象となる児童は、山口県に住所を有する児童で、次の各

号に掲げる児童とする。

(1) 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な乳児・幼児又は小学校に就学している児童

(2) 病気の回復期であり集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な乳児・幼児又は小学校に就学している児童

(対象疾患の範囲)

第6条 対象疾患は、感冒、消化不良症（多症候性下痢）等児童が日常罹患する疾病や麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

(利用定員)

第7条 実施施設の利用定員の設定にあたっては、年間の需要見込み、職員配置基準及び感染の防止について勘案し、設定するものとする。

(職員の配置基準)

第8条 実施施設は、対象児童の看護を専門に担当する職員として看護師等（看護師、准看護師、保健師又は助産師をいう。以下同じ。）を利用児童おおむね10名につき1名以上配置するとともに、児童が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3名につき1名以上配置するものとする。

(利用期間等)

第9条 児童等を預かる期間は、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間の範囲内とし、原則として7日まで連続して行うことができるものとする。ただし、児童の健康状態に対する医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合は、この限りでない。

2 保育時間は、児童の健康管理の観点から最長10時間とする。

(医療機関との連携)

第10条 実施施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、本事業の運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築しなければならない。

2 医療機関でない施設が事業を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定しなければならない。

3 指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行わなければならない。

（感染の防止）

第11条 実施施設は、体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他の児童への感染に配慮し、手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他の児童及び職員への感染の防止を図るものとする。また、児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言するものとする。

（実施方法）

第12条 実施施設は、当該施設の医師、指導医、協力医療機関から、事業の対象となる児童として受け入れて差し支えないことの確認を受けなければならない。

（登録申請）

第13条 実施施設は、事業の利用を希望する者に対し、あらかじめ病児保育登録申請書（第1号様式）により登録を行わせるとともに、受け入れ態勢等の実態の把握に努めるものとする。

2 実施施設は、前条の登録申請書を受理したときは、当該登録申請書の写しを速やかに市長に提出するものとする。

（利用手続）

第14条 事業の利用を希望する者は、実施施設に対し事前に病児保育事業利用申込書（第2号様式）により利用申込みを行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

（利用料等）

第15条 事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、4時間以内は1,000円、4時間を超える場合は2,000円の利用料を実施施設に支払

うものとする。

- 2 利用者は、利用に当たり実施施設が定めた飲食物費を実施施設に支払うものとする。

(実績報告等)

第16条 実施施設は、毎月の保育の実施状況を月別保育実績報告書（第3号様式）により、翌月の10日までに市長に報告するものとする。

- 2 実施施設は、受託期間が満了したときは、年間保育実績報告書により、速やかに市長に報告するものとする。

(利用料の免除)

第17条 防府市の住民基本台帳に記載されており、かつ、次の各号に該当する利用者が支払う第15条第1項の利用料については、免除するものとする。

- (1) 生活保護法による被保護者世帯
- (2) 利用年度の市町村民税非課税世帯
- (3) 同一世帯の児童が2人以上同時に利用する場合における2人目以降の利用料

(免除方法等)

第18条 実施施設は、前条第1号に該当する者の利用料の免除を行うものとする。

- 2 前項の規定により、実施施設が免除を行ったときは、防府市病児保育事業利用料免除報告書（第4号様式）により、翌月の10日までに市長に報告するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、免除された利用料に相当する額を第4条の委託料に加えて支払うものとする。

- 4 前条第2号又は第3号に該当し、免除を受けようとする者は、防府市病児保育事業利用料免除（助成）申請書（第5号様式）及び請求書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

- 5 市長は、前項による申請があったときは、内容について審査し、適当と認めるときは、請求書に基づき助成金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第19条 実施施設は、事業に関する帳簿及び関係書類を整備し、事業を実施

した年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(医療機関以外の受入れ)

第20条 医療機関でない施設が事業を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（第7号様式）に児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したものにより、症状を確認し受け入れるものとする。

(事故の報告)

第21条 保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成27年2月16日付府政共生第96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号通知）」に従い、必要に応じて速やかに市長に報告するものとする。

(研修)

第22条 病児保育事業に従事する職員は「多様な保育研修事業実施要綱」に定める病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年７月２０日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附 則

(施行日)

１ この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

(経過措置)

２ この要綱の施行の際従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成２７年７月１７日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

(施行日)

１ この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ この要綱の施行の際従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成３０年７月３０日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

(施行日)

１ この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年３月２１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。